

令和2年4月17日

保護者の皆様

旭川市立大有小学校  
校長 玉井 一行

【★緊急★重要★】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業のお知らせ

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保護者の皆様のご理解のもと、4月7日より学校を再開したところですが、新型コロナウイルスの感染症の拡大が続き、全国の都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。さらに、北海道は特定警戒都道府県に指定され、北海道と旭川が一丸となって感染症の拡大防止に取り組んでいくことが求められています。

こうした緊急の状況の中、道教委・市教委の要請を受け、4月20日（月）から17日間を臨時休業とすることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、こうした事情を御理解いただき、子ども達の健康と安全を守るための今回の措置に、特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 臨時休業期間 4月20日（月）～5月6日（水）の17日間  
\*学校を再開する日 5月7日（木）  
\*臨時休業の期間が延長される場合は、連絡メール等を通じてお知らせいたします
- 2 保護者の皆様へのお願い
  - (1) 健康について
    - ①「健康観察記録表」を配付しましたので、朝夕の検温をこまめに行うなどお子様の体調管理と健康観察の記録をお願いします。また、これまで同様グーグル・フォームを利用して、学校がお子様の健康状況を確認しますので、あわせて御協力をお願いいたします。発熱や風邪症状がみられる場合は、学校へ連絡ください。また、担任より、電話等で体調や生活・学習の状況等について伺わせていただくこともありますので、よろしくをお願いします。
    - ②臨時休業期間中、不要不急の外出は避け、咳エチケット（マスク等）、手洗いの励行、3密（密集・密接・密閉）を避けることなどについてお子様にお話してください。
  - (2) 学習について
    - ①時間を決めて、計画的に学習を進めるようお声がけください。
    - ②eライブラリー・市教委「あさひかわ春の学び場」・学校から配布された家庭学習課題・各教科のワーク・ドリル等を活用し、計画的に家庭学習に取り組みさせてください。

※大有小ホームページをご覧ください。学校から各学年ごとの「家庭学習時間割」を掲載しますので、参考にして御活用ください。



（裏面も御覧ください）

(3) 生活について

- ①「大有っ子の手引き」を活用しながら、規則正しい生活にご配慮願います。
- ②SNSの使用等、時間を決め、情報モラルに十分注意させてください。
- ③自転車での外出など、交通安全には十分注意ください。
- ④お子様の心や体について御心配や御相談のある場合は、下記の相談窓口等にお問い合わせください。  
【旭川市保健所電話相談窓口 26-2397】  
【子どもホットライン 0120-5285-06】  
【子ども相談支援センター 0120-3882-56】

(4) 学校行事について

- ①個人懇談については、当面、延期いたします。なお、この機会に御相談したいことがございましたら、遠慮なくお申し出ください。
- ②1学期に行う学校行事については、内容や実施時期を含めて検討中です。

(5) 子どもの緊急的な受け入れについて

- ①仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい世帯の児童に限り、平日午前中のみ利用できます。
- ②午後・土曜日は、放課後児童クラブに入会している児童のみ利用できます。
- ③発熱や咳等の風邪症状がある場合は利用できません。
- ④利用にあたっては、別途配布の文書「学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受け入れ対応について」を御覧ください。大有小ホームページでも掲載します。

(6) 部活動（少年団活動）について

- ①臨時休業期間中、部活動は中止といたします。少年団活動につきましても、こうした事情をお酌み取りいただきますようお願いいたします。

(7) その他

- ①今後、緊急のお知らせについては、連絡メールや学校ホームページを活用して発信させていただくこともございます。御理解と御協力をお願いいたします。
- ②「就学援助制度のお知らせ」を配布しております。御希望されるご家庭につきましては、旭川市教育委員会就学援助担当までお問い合わせください。

(8) 休業明けの登校について

- ①学校再開後の7日、8日は休業明けで子ども達の心身の回復を図る期間として、給食ありの午前授業を予定しています。
- ②時間割や内容につきましては、後ほど連絡メールにてお知らせいたします。